

常滑市一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び常滑市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第1号）に基づき、常滑市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2. 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3. 一般廃棄物発生量見込み

区分					発生量見込み	
し み	家庭系	もえるごみ			9, 1 2 6 t	
		もえないごみ			3 8 3 t	
		紙類	新聞			3 3 3 t
			雑誌			1 6 4 t
			ダンボール			1 8 7 t
			紙パック			1 1 t
			その他紙類			2 0 4 t
			布類			9 7 t
		プラスチック製容器包装			4 2 6 t	
		缶（アルミ缶、スチール缶）			5 4 t	
		びん （茶色、無色透明、その他、生きびん）			4 2 9 t	
		ペットボトル			1 0 4 t	
		金属類			2 2 7 t	
		使用済小型電子機器等			1 0 0 t	
		植物油・鉱物油・バッテリー			8 t	
		刈草・剪定枝			9 4 6 t	
		木製家具			1 8 9 t	
		蛍光灯			2 t	
		スプリング入りマットレス			1 2 t	
		電池類			1 2 t	
		計			3, 5 0 7 t	
		小計			1 2, 5 8 0 t	
	事業系	もえるごみ			5, 2 5 6 t	
		もえないごみ			9 3 t	
		食品廃棄物、刈草・剪定枝			2, 1 0 7 t	
		小計			7, 8 3 4 t	
	合計					2 1, 1 8 7 t
し 尿	し 尿			1, 7 5 2kl		
	浄化槽汚泥			2 2, 8 7 9kl		
	合計			2 4, 6 3 1kl		

4. 排出状況及び処理主体

区分			収集・運搬	中間処理	最終処分
ごみ	家庭系	もえるごみ	市（委託） 自己搬入 許可業者	知多南部広域環境 組合	民間（委託）
		もえないごみ		民間	民間（委託） 常滑市一般廃棄物最終処分場
		資源物	市（委託）	民間	
	事業系	もえるごみ	許可業者 及び自己搬入	知多南部広域環境 組合	民間（委託）
		もえないごみ		知多南部広域環境 組合	民間（委託）
		食品廃棄物、 刈草・剪定枝	許可業者	民間	

5. ごみの排出抑制のための取組

常滑市ごみ処理基本計画（平成29年3月策定）に基づき、4Rの推進と浸透を基本方針として各種取組を進めていく。なお、令和4年度に中間年度として見直しを行った。

市民の4Rの推進	
（1）市内のイベントに啓発ブースの設置 市内の公民館まつりや農業まつりなどに出向き、ごみの減量化や資源化をPRするためのブースを設置する。ブースでは、ごみの分別クイズなどを行い、楽しく分別を学んでもらう工夫をする。また、生ごみの削減のため、水切りの徹底と生ごみ減容機器の使用の啓発について、市民団体と協働で実施する。	
（2）小学校におけるごみ減量授業の実施 市内9小学校の4年生を対象にごみ減量授業を実施し、児童を通じて各家庭にごみ減量の意識を浸透させ、家庭ごみの減量化・資源化が促進されることを目指す。授業の内容は、1限目に生活環境課職員を講師として『ごみ減量の意義、家庭ごみを取り巻く現状、4Rの推進』を教え、2限目に市民団体530とこなめによる『ごみの分別体験』を行い児童自らごみのサンプルを分別する体験型授業を実施する。	
（3）ごみ分別アプリを使った情報の発信 本市では、ごみの収集日・分別方法が簡単にわかる、スマートフォン専用アプリ『さんあ〜る』を無料で配信している。住んでいる地区を設定することで、収集日をカレンダー形式で確認することができるほか、収集日をポップアップで通知する機能や、品目ごとに分別方法を検索する機能もある。今後は、ごみの減量化・資源化の情報を届けるため、ポップアップ通知を利用して積極的にごみの減量化・資源化情報を発信していく。	
事業者の4Rの推進	
（1）事業所から出る紙類の資源化・減量化支援 市内事業者対象のアンケート調査の結果では、ダンボールは約70%の事業所が資源化していたが、それ以外の紙類は50%以下だった。また、ごみの資源化・減量化で市に期待することは情報提供が最も多く、次に多かったのは実施事例の紹介だった。そのため、資源化できる紙類などはどのような物か常滑商工会議所だよりなどで情報発信していく。また、先進的な事例も随時紹介していく。	

(2) 資源回収事業者が行う店頭回収の支援
スーパーマーケットの店頭や、事業者が独自に行っている資源回収について、実施状況を把握し、事業者の同意の下、市民へ情報提供しその活動を支援する。
分別の徹底と食品ロス削減
(1) 資源物の分別の徹底
2021(令和3)年12月のごみの組成調査の結果では、もえるごみの中にプラスチック製容器包装が7.8%、その他紙類が6.9%含まれていた。もえるごみへの混入率の高い、プラスチック製容器包装とその紙類を削減するため、広報、回覧板、SNSなど幅広く利用して市民に周知していく。不必要なプラスチック製容器包装や紙類をそもそも発生させないために、プラスチック製容器包装は代用品の使用、紙類はペーパーレス化を推奨していく。プラスチック製容器包装は食品トレイ、その他紙類はお菓子の箱などが多くもえるごみとして捨てられていたため、市内のスーパーマーケット等と協力してプラスチック製容器包装とその他紙類をもえるごみではなく資源物として認識してもらうためのPR方法を検討していく。
(2) 食品ロスの削減
冷蔵庫や食品保管庫の中のを定期的にチェックする日を月1回定め、あるものを使いきり、不要なものを買わない行動を推奨していく。賞味期限（おいしく食べられる期限）と消費期限（過ぎたら食べない方がよい期限）の違いを理解している人が市民アンケートの結果44%のみだったため、正しく理解してもらうよう周知していく。常滑市社会福祉協議会が実施しているフードバンク（家庭や事業所で使用されていない食品を集めて福祉団体等に寄附をする事業）を支援する。
適切なごみ処理体制の継続
(1) 高齢者等のごみ出し支援の実施
地区の集積場まで行くことができずごみ出しができない高齢者や障がい者に対して、地域のボランティアやホームヘルパー等に支援をしている。しかし、地域のボランティアへの負担が重く継続的に支援を行うことが難しい状況や、訪問介護で回収したごみを収集時間内に出すことができないなどの問題がある。今後、ごみを出せないひとり暮らし老人や高齢者世帯の増加が想定され、ごみ出し支援を必要とする世帯の増加が見込まれるため、市が週1回高齢者等の家を訪問し、玄関先に出されているごみを回収する『高齢者等ごみ出し支援事業』を実施する。
(2) 知多南部広域環境センター（ゆめくりん）でのごみの出し方の周知
2022(令和4)年4月から、もえるごみの処理は、クリーンセンター常武から知多南部広域環境センター（ゆめくりん）に移行した。ゆめくりんは、半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町の2市3町で運用するごみ処理施設で、知多南部地域から出るごみを1か所に集め、効率よく処理することで、環境へのダメージを減らせるほか、運営のためのコストを抑えることができる。また、ごみの焼却に伴って生じる熱を利用して発電を行い、施設全体の電気を賄うとともに、余剰分は電力会社に売電をすることで、エネルギーの有効利用を図っている。今後は、市民や事業者が、スムーズにゆめくりんを利用できるよう、受入時間や受入品目を分かりやすく周知していく。また、ゆめくりんでは環境教育の一環として、子ども及び大人向けの施設見学やワークショップ体験を行っており、体験を通じて資源化の大切さを学ぶことができる。
(3) 新たに資源化できるものの検討

本市では、1998(平成10)年度から資源物の分別回収を始め、2005(平成17)年度からはプラスチック製容器包装の分別回収、2011(平成23)年度からは資源回収ステーションの整備、2018(平成30)年度から資源回収ステーションでの刈草・剪定枝の受入れを実施している。2022(令和4)年度にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製品も適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとなっている。今後、容器包装だけでなくプラスチック製品も含めた資源化の方法について検討していく。	
指導・監視体制の充実	
(1) 監視カメラの増設	
市内集積所にルールを守らずごみを出す不適切排出に対して、抑止のため監視カメラを設置し、順次増設していく。また、改善されない場合は、監視カメラの映像を警察に提供する。	
(2) 不法投棄監視員の配置	
不法投棄監視員を引き続き配置し、監視に努める。また、監視時に不法投棄されているものを発見し、個人が特定できる可能性がある場合は、積極的に警察に通報する。	

6. 収集・運搬計画

		収集主体	収集回数	収集方法	搬入先
家庭系	もえるごみ	市(委託)	週2回	集積場	知多南部広域環境センター
		排出者 許可業者※1	随時	—	
	もえないごみ	市(委託)	月2回	集積場	一般廃棄物最終処分場
		排出者	随時	—	知多南部広域環境センター 一般廃棄物最終処分場※2
	資源物	市(委託)	週1回	集積場	(株)テクア
			金～火曜	資源回収ステーション※3	
			月2回	集積場	(有)藁重紙プレスセンター
			金～火曜	資源回収ステーション	
			月2回	集積場	(有)藁重紙プレスセンター
			金～火曜	資源回収ステーション	
			月2回	集積場	(株)テクア
			金～火曜	資源回収ステーション	
			月2回	集積場	(株)テクア
			金～火曜	資源回収ステーション	
			月2回	集積場	(株)テクア
			金～火曜	資源回収ステーション	
			月2回	集積場	(株)テクア
			金～火曜	資源回収ステーション	
			月1回 (6～11月)	集積場	刈草：(株)テクア 剪定枝：市田建設(有)
			金～火曜	資源回収ステーション	

	使用済小型電子機器等		金～火曜 随時	資源回収ステーション 回収ボックス※4	(株)テクア
	食用油		金～火曜 随時	資源回収ステーション 拠点回収※5	(株)ダイセキ環境ソリューション
	鉱物油・バッテリー		金～火曜	資源回収ステーション	(株)テクア
	金属製・木製家具				
	スプリング入りマットレス				
	蛍光管		随時	回収ボックス	
事業系	もえるごみ	許可業者 排出者	随時	—	知多南部広域環境センター 民間処理業者
	もえないごみ				知多南部広域環境センター
	資源物				民間処理業者

※1 家庭から粗大ごみを出す場合で、自身で資源回収ステーションや知多南部広域環境センターへ搬入することが困難な場合、市の許可を受けた収集業者が直接訪問して、有料で収集している。

※2 一般廃棄物最終処分場へ自己搬入する場合は、事前に生活環境課に申請し、許可証を受取る。

※3 資源回収ステーション（常滑市新開町6丁目1番地の2）

開設日時：月・火・金・日曜日、8:30～11:30

土曜日、8:30～11:30／13:00～15:00（年末年始は休み）

資源回収ステーション回収分は管理委託業者にて資源化

※4 回収ボックス設置場所…市役所、青海公民館、南陵公民館、市民交流センター

※5 食用油回収拠点…市役所、青海公民館、南陵公民館、市民交流センター、常滑市体育館

7. 許可業者

（1）家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者

業者名	住所
(株)テクア	常滑市白山町1丁目200番地
(有)マルハチ	常滑市矢田字烏田24番地の3
(公社)常滑市シルバー人材センター	常滑市神明町3丁目40番地
(有)藁重紙プレスセンター	常滑市金山字出地田205番地
中野建材	常滑市市場町4丁目172番地

（2）事業系一般廃棄物許可業者

処理区分	業者名	住所
収集運搬	サンスイサービス(株)	名古屋市緑区鳴海町字母呂後6番地
	(株)テクア	常滑市白山町1丁目200番地
	(有)渡邊運輸	常滑市千代ヶ丘2丁目52番地
	(有)丸直運送	常滑市錦町4丁目28番地
	岩田商店	常滑市奥条6丁目47番地
	(株)アグメント	知多郡阿久比町大字草木字末広22番地
	(株)三四四	知多市にしのみ台四丁目19番地の13
	(公社)常滑市シルバー人材センター	常滑市神明町3丁目40番地
	トーエイ(株)	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28番地の1
	福田三商(株)	名古屋市南区千竈通二丁目14番地1

	(有)皆貴	半田市住吉町2丁目142番地の5
	(有)マルハチ	常滑市矢田字烏田24番地の3
	(有)藁重紙プレスセンター	常滑市金山字出地田205番地
	(有)シービック	知多郡美浜町大字奥田字東卯起13番地8
	中部資材(株)	名古屋市港区入船二丁目2番28号
	(有)ウィックス	知多郡美浜町大字奥田字東卯起13番地7
	サンエイ(株)	刈谷市桜町3丁目3番地
	(株)ユニオンサービス	名古屋市緑区大高町字追風23番地の1
	(株)西山商店	名古屋市南区豊田二丁目18番3号
	(株)榊原環境	半田市宮本町六丁目202番地の1
	(株)あおき環境開発	半田市平井6丁目33番地
	(株)メイホーエコロジー	半田市川田町208番地の4
	(株)知多ホーム	常滑市新開町3丁目30番地 村上ビル3階
	市田建設(株)	常滑市字大流天竺口15番地
	ホームメックス(株)	豊田市松ヶ枝町三丁目30番地
	中野建材	常滑市市場町4丁目172番地
	(有)あおき造園土木	半田市平井町6丁目33番地
	サンレー交通(株)	常滑市大谷字猿喰110番地
	(有)伊藤運送	常滑市港町6丁目120番地
	(株)岩田清掃	瀬戸市山の田町43番地の303
	(有)マルイチイワタ	常滑市奥条6丁目47番地
	オオブユニティ(株)	大府市北崎駒場88番地
処分業	(株)三四四	知多市にしの台4丁目19番地の13
	サンエイ(株)	刈谷市桜町3丁目3番地
	トーエイ(株)	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28番地の1
	(株)テクア	常滑市白山町1丁目200番地
	市田建設(株)	常滑市字大流天竺口15番地
	(株)あおき環境開発	半田市平井町6丁目33番地

8. 中間処理計画

(1) 施設の概要

- ・知多南部広域環境センター（知多郡武豊町字一号地11番地37）

設置主体	知多南部広域環境組合 (構成市町：半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)	
処理方法 処理能力	焼却施設 全連続燃焼式機械炉	283t/24h (141.5 t /24h×2基)
	粗大ごみ処理施設 回転粉碎機	14t/5h

(2) 処理量及び処理方法

施設名	区分	処理量	資源化量	処理方法及び処分先
知多南部 広域環境 センター	もえるごみ	9,126t		埋立、一般廃棄物最終処分場
		5,256t		埋立、民間

民間	プラスチック製容器包装	426t	指定保管施設に中間処理委託 →指定法人へ
	紙類	899t	再資源化業者へ売却または処理委託し、 再資源化处理
	布類	97t	
	缶	54t	
	びん	429t	
	使用済小型電子機器等	100t	
	金属類	227t	
	食用油・鉱物油・バッテリー	8t	
	刈草・剪定枝	946t	
	木製家具	189t	
	蛍光管	2t	
	スプリング入りマットレス	12t	
	電池類	12t	

9. 最終処分計画

(1) 施設の概要及び処理量

・常滑市一般廃棄物最終処分場（常滑市樽水字奥平地内）

全体面積	全体容量	残余容量見込	埋立方法	搬入見込量
18,000m ²	95,500m ³	34,120m ³	サンドイッチ工法	400t

10. し尿処理

(1) 収集・運搬計画

	収集主体	収集回数	収集方法	搬入先	最終処分
し尿	市（委託）	定期 随時	各戸	中部知多衛生組合 し尿処理施設	知多南部広域環境センター
浄化槽汚泥	許可業者	随時	各戸		

(2) し尿収集運搬委託及び浄化槽清掃業、汚泥収集運搬業の許可業者

業者名	住所	事業範囲
(有)マルハチ	常滑市	三和・大野地区、北汐見坂及び西之口1・4・7丁目
(株)テクア	常滑市	(有)マルハチ委託地区以外

(3) 施設の概要

名称	中部知多衛生組合
所在地	知多郡武豊町字壺町田90-10
設置主体	常滑市、半田市、武豊町
処理方式	直接脱水＋希釈下水道放流
処理能力	151kL/日（生し尿13kL/日、浄化槽汚泥138kL/日）